

第2節 実施する主な取組と具体的な内容

I 早期からの教育相談と支援体制の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(1) 早期からの教育相談と支援体制の充実

障害のある子供への一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。

主な取組1・2

県教育委員会では、障害のある幼児児童生徒への一貫した教育相談と支援の充実に向け、特別支援学校のセンター的機能の充実に努めるとともに、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県子どもと親のサポートセンターなどでの教育相談の充実に努めてきました。

また、就学等早期支援に関わる関係者の研修の充実、保護者や教職員向けのリーフレットやQ&A集等の作成・周知、関係機関が連携して取り組むための教育相談支援ネットワークの構築などを進めるとともに、幼稚園等における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進し、早期からの一貫した支援に努めてきました。

今後、県教育委員会では、これまでと同様に、以下の2つの取組を柱に、早期からの教育相談と支援体制の充実に努めていきます。

【主な取組1】 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実に努めます。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や、千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実に努めます。

[重点I 取組1-①]

特別支援学校が作成する相談・支援のリーフレット等に、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関相互の連携状況やその効果を紹介します。

また、特別支援学校は、市町村教育委員会と連携し、健康診断や育児相談等の場における教育相談を実施し、教育相談・発達相談の機会の充実に努めます。

〔重点Ⅰ 取組1-②〕

千葉県総合教育センター特別支援教育部では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の発達や養育・教育上の悩みについて電話相談、来所相談の他、メール相談、必要に応じて医師が相談を受ける医療相談、学校に所員が出向いての出張相談の充実を図ります。今後も、障害のある幼児児童生徒とその保護者にとって、「いつでも、どこでも」安心して相談できる取組を行います。

千葉県子どもと親のサポートセンターでは、小・中学校等の児童生徒の不登校・いじめ等様々な課題解決と心豊かな成長を支援するために、電話相談、来所相談、メール相談の充実を図ります。不登校の背景の一つとして考えられる発達障害への対応もできるよう、千葉県総合教育センター特別支援教育部と連携しながら、今後も、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行います。

〔重点Ⅰ 取組1-③〕

特別支援学校、教育事務所、千葉県総合教育センター特別支援教育部、千葉県子どもと親のサポートセンター、市町村教育委員会等の教育関係者で行っている相談支援に関するネットワーク会議に障害福祉施設等の福祉関係者を加えたり、保健医療福祉分野のネットワーク会議と組織を一本化したりするなど、教育部門と保健・医療・福祉部門の連携について具体的な方法等を検討するとともに、多角的なアドバイスができるような相談支援体制の充実を図ります。また、ネットワーク会議の情報を、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関に必要なに応じて発信し、関係者の連携の強化を図ります。

〔重点Ⅰ 取組1-④〕

引き続き、教育事務所に、豊かな知識と経験を有する職員を教育相談担当者として活用したり、専任の教育相談担当者を配置したりするなど、各教育事務所における教育相談の充実を図るとともに、各市町村教育委員会における教育相談支援窓口や、特別支援学校の教育相談窓口について広く周知し、早期からの教育相談につなげていきます。

また、教育事務所特別支援教育担当指導主事等が市町村教育委員会と連携を密にしながら幼稚園等を訪問し、助言を行うことで、早期からの支援体制の充実に努めていきます。

〔重点Ⅰ 取組1-⑤〕

県教育委員会では、幼稚園等に在園する発達障害を含む障害のある幼児が安心して園生活を過ごせるように、特別支援アドバイザーの派遣等に努めます。
 (「コラム2」参照)

【主な取組2】 適切な就学の相談支援の充実

幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（平成28年度）	目標（平成33年度）
公立幼稚園等の「個別の教育支援計画」作成率	72%	88%
公立幼稚園等の「個別の指導計画」作成率	85% ※	97%

※「個別の教育支援計画」を作成したもののうちの作成割合（%）

〔重点Ⅰ 取組2-①〕

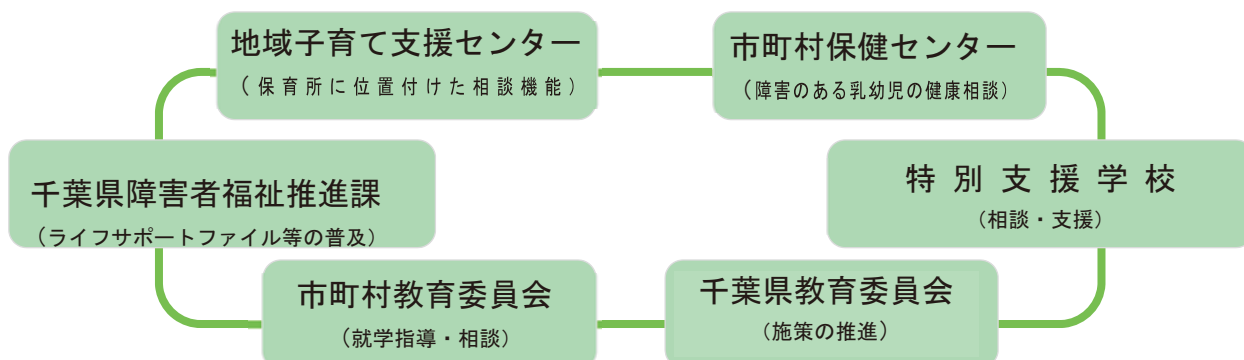
県教育委員会や特別支援学校が、保護者や市町村教育委員会、幼稚園等に向けて啓発資料を作成したり、幼稚園等の職員に対する研修において個に応じた計画の作成方法や活用効果を周知したり、書きやすく使いやすい計画の様式例を示したりするなどして、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び活用を促進します。

また、幼稚園等から小学校への引継ぎにおいて「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を推進し、一貫した支援の充実に努めます。（「コラム3」参照）

〔重点Ⅰ 取組2-②〕

県教育委員会では、市町村教育委員会の就学相談や就学事務担当者、市町村教育支援委員会の委員に対する研修の充実を図るとともに、市町村教育委員会と特別支援学校の連携を深めます。

また、市町村教育委員会、特別支援学校、県や市町村の相談機関等のネットワークを活用し、きめ細かな切れ目のない相談・支援を進めます。



【図8】 早期の教育相談支援ネットワーク図

〔重点Ⅰ 取組2-③〕

障害のある幼児児童生徒のライフステージに応じて、教育的ニーズに最も的確に
 応えることのできる学びの場について、教育支援委員会において多面的に検討し、
 適切な相談・支援を行うとともに、就学後のフォローアップに努めます。

また、それぞれの障害について専門性の高い特別支援学校の教員を、千葉県教育
 支援委員会協力員に指名し、就学に関する調査や資料の作成等を行うなど、適切な
 就学の支援に努めます。

〔重点Ⅰ 取組2-④〕

市町村教育委員会就学相談・就学事務担当者や特別支援学校の特別支援教育
 コーディネーター等が、幼稚園や保育所等を定期的に巡回して丁寧な就学相談を行
 い、障害のある幼児の就学についての理解を促進します。

コラム 13 学校における合理的配慮と基礎的環境整備

学校における「合理的配慮」とは、障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受け
 る権利」を享有・行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、
 その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、かつ均衡を
 失した又は過度の負担を課さないものをいいます。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもの
 であり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り
 合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計
 画に明記することが望ましいとされています。

学校における「合理的配慮」の観点については、3観点11項目で示されています。
 (P98関係資料「合理的配慮」参照)

「合理的配慮」の基礎となるものが、
 「基礎的環境整備」です。障害のある
 幼児児童生徒に対する支援については、
 法令に基づき又は財政措置により、国
 は全国規模、都道府県は各都道府県内
 で、市町村は各市町村内で、教育環境
 の整備をそれぞれ行います。

これらの環境整備を基に、設置者及
 び学校が障害のある子供に対し、個別
 に「合理的配慮」を提供することにな
 ります。

